

木更津市朝日庁舎飲料自動販売機設置事業者募集要領

木更津市朝日庁舎の移転に伴い、飲料自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、各事項をご承知のうえお申し込みください。

1 目的

市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

2 公募事項

(1) 自動販売機を設置するための市有財産（建物）の賃貸借

(2) 貸付物件

財産の名称：木更津市役所朝日庁舎

財産の住所：木更津市朝日三丁目 8 番 1 号

番号	設置場所	設置位置	販売品目	摘要
1	朝日庁舎 1 階会議室 1－4 前通路	①	清涼飲料（カップ除く）	緊急時飲料提供型・省エネ・ユニバーサル機
2	朝日庁舎 1 階西側エレベーター前通路	②	清涼飲料（カップ除く）	緊急時飲料提供型・省エネ・ユニバーサル機
3	朝日庁舎 1 階東側給湯室内	③	清涼飲料（カップ除く）	緊急時飲料提供型・省エネ
4	朝日庁舎 1 階北側給湯室内	④	清涼飲料	緊急時飲料提供型・省エネ
5	朝日庁舎 2 階会議室 2－4 前通路	⑤	清涼飲料（カップ除く）	緊急時飲料提供型・省エネ
6	朝日庁舎 2 階管理用地課前スペース	⑥	清涼飲料（カップ除く）	緊急時飲料提供型・省エネ
7	朝日庁舎 2 階応接室前通路	⑦	清涼飲料（カップ除く）	緊急時飲料提供型・省エネ
8	朝日庁舎 2 階北側給湯室内	⑧	清涼飲料（カップのみ）	緊急時飲料提供型・省エネ

※ 貸付には、転倒防止金具、放熱余地、回収ボックスを含みます。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす事業者（法人・個人）に限り応募することができます。

(1) 成年被後見人及び被保佐人でないこと。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又はなされていない者、並びに会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立てをしていない者

又は申し立てをなされていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないもの。
- (4) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員並びに誓約書の(2)各号に記載する者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体またはその団体に属する者でないこと。
- (6) 法人にあっては、木更津市内に本店、支店、営業所等のサービス拠点を有していること、又、個人にあっては住民票を有している者。
- (7) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (8) 国税または市税を滞納していないこと。
- (9) 法令等の規定により許認可等を要する場合は当該許認可を有していること。
- (10) 木更津市と「災害時における飲料水の供給協力に関する協定書」を締結することができる者。

4 設置条件等

(1) 設置期間について

令和 7 年 1 2 月 2 6 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日とします。

ただし、市が公用または公共用に供する必要が生じたとき、設置事業者が応募者の資格要件を失ったとき、設置条件のうち禁止事項のいずれかに違反する行為を行ったときは、契約を解除または変更することがあります。

(2) 貸付料について

- ① 貸付料は、自動販売機の消費税を含む売上金額の 2 0 %を最低貸付料として物件ごとに入札方式により決定し、その金額をもって貸付料とします。

※設置できる自動販売機は、原則として 1 事業者につき 1 箇所とします。

- ② 貸付料の納付については四半期ごととします。ただし、1 2 月 2 6 日から 1 2 月 3 1 日については、次の四半期に含めることとします。四半期終了後、原則として 5 日以内に売り上げ報告書をご提出いただき、その実績を基に納付書を作成、送付いたしますので納付期限までに納入してください。

(例) 第 1 四半期の場合 (4 ~ 6 月)

・ 7 月 5 日までに売上報告書提出→貸付料算定→納付書送付→指定金融機関にて納付

(3) 契約について

本件の契約は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により民法第 601 条に基づく賃貸借契約となります。

(4) 設置事業者の必要経費

①電気料金

自動販売機の運転に必要な電源は既存施設を使用できますが、運転に要した電気料金は全額設置事業者負担とします。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置にあたり電気料金を算定するための子メーターを自らの負担で設置してください。

②設置撤去等費用について

自動販売機の設置、撤去及び移転等に関する費用の一切は、設置事業者の負担とします。(撤去に応じない場合は貸主側で強制撤去する場合がありますのでご注意ください。)

(5) 自動販売機の設置について

①自動販売機本体の規格等については、公募事項に記載したものとしします。但し、ユニバーサル機等の設置により通路等が不足する場合は、市と協議のうえ設置することとなります。

②自動販売機の設置にあたっては転倒防止対策を施していただきますが、この際、庁舎の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

(6) 環境への配慮について

設置する自動販売機は、設置場所の景観にあうデザインとし、省エネルギー、ヒートポンプ機能搭載型の環境負荷低減機種としてください。

(7) 維持管理について

①自動販売機の管理運営はフルオペレーションとします。

商品補充、金銭管理、運転管理などの維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

②販売する飲料の容器の種類に応じた、使用済容器の回収ボックスを、原則として当該自動販売機横に設置し、適切に回収するとともに、周囲の清掃を設置業者で行ってください。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく所定の手続きを行ってください。

④自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機の故障時等の連絡先を明記してください。

⑤自動販売機の販売品の売価は、設置者により任意に設定してください。但し、標準小売価格より高い価格での販売とはせず、他の自動販売機

との整合性を保つ価格設定をしてください。

⑥売り上げ本数が前年度より著しく減少している場合には、市と自動販売機の設置に関する協議を行っていただくことがあります。

(8) 原状回復等について

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には速やかに原状回復をしてください。

(9) 禁止事項について

①自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸し、又はそれに類似する行為はできません。

②自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を、第三者に委託することはできません。

③貸付物件は、自動販売機の設置以外の用途で使用することはできません。

④酒類の販売を行うことはできません。

5 提出書類

(1) 応募申込書

(2) 申請者が法人の場合

(ア)登記事項証明書（商業登記簿）

(イ)国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書（申請日の直前の2ヵ年分）

(ウ)木更津市税の納税証明書（申請日の直前の2ヵ年分）

(エ)有価証券報告書又は決算書（申請日の直前2年間の事業年度に係るもの）

(オ)自動販売機の管理運営にかかる実績報告書（2年以上の管理運営実績がわかるもの）

申請者が個人の場合

(ア)住民票

(イ)木更津市税の納税証明書（申請日の直前の2ヵ年分）

(ウ)確定申告書（写）（申請日の直前の2ヵ年分）

(エ)自動販売機の管理運営にかかる実績報告書（2年以上の管理運営実績がわかるもの）

※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6 応募の方法

(1) 応募申込書 提出期間

令和7年10月20日（月）から令和7年10月30日（木）まで

(2) 提出先

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

木更津市資産管理部財産活用課財産管理係

(木更津市役所朝日庁舎)

電話 0438-23-8046

(3) 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

- ・ 郵送の場合は、提出期間最終日の消印有効とします。
- ・ 直接ご持参される場合、受付時間は提出期間内開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。
- ・ 電話、FAX、電子メールによる受付は行いません。

※不明な点については事前に電話にてお問い合わせください。

7 審査結果の通知等について

- ① 設置条件の全てについてご了承いただいたことを前提として、提出書類により応募資格要件の審査を行います。
- ② 審査結果については、11月5日までに各応募者に文書にて通知します。
あわせて、入札日時・場所等については入札参加者に通知します。

8 決定後の貸付手続きについて

- (1) 設置事業者に決定した者は、木更津市と令和7年12月25日までに、「自動販売機設置に関する建物転貸借契約書」、「災害時における飲料水の供給協力に関する協定書」を締結していただきます。
- (2) 建物転貸借契約にあたり、次の書類の提出をお願いします。
 - ① 証明書類 印鑑（登録）証明
 - ② 設置する自動販売機のカatalog等

9 設置事業者決定の取り消しについて

次のいずれかの場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、木更津市が指定する期日までに契約手続きに応じなかったとき。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

- ④ 設置事業者の資金事情等の変化により契約の履行が確保できないおそれがある場合等、本件契約の相手方として不相当と認められるとき。

10 その他

- ① 提出期間を過ぎて提出のあった書類は受理できません。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 書類の作成等に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ④ 提出後の書類の差し替え並びに内容の追加及び修正は、原則として認めません。
- ⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行うことがあります。
- ⑥ 提出された書類は、木更津市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、開示することがあります。